

時	論
新	論
理	想

うすよごれた板きれなんだけど

佐々木 利和

(ささき としかず)

本館先端人類科学研究部

墨書された一枚の板ふだ

民博に収蔵されている小さな二枚の板ふだ。うすよごれていて、訳のわからない記号と読みにくい漢字がならんでいる。

一枚目である。目録によると「板標 琉球八重山島(民博標本番号K2769)」とある。木製の板で大きさは縦最大一・一〇センチメートル、横最大一九・七センチメートル、厚さ一・二三センチメートルを測る。表面には墨書で

頭

喜舎場英詳

明治廿四年度諸上納

米高

百四十九番地平民

平田□□

米式石□□□□□□□七ウ

四才

(※□は難読文字)

とあり、そのかたわらにはやはり墨書で「〇、△、□」を用いた記号文字がある。裏面は墨書の痕跡とまな板に使用したような刃物痕がある。

二枚目も同じく「板標 琉球八重山島(K2770)」とある木製の板で、大きさは縦最大一・三・五センチメートル、横最大二・〇・四センチメートル、厚さ最大〇・六センチメートルを測る。表面には大濱間切頭

喜舎場英□

明治廿五年度諸上納米高

式百三十六番地

出盛山三郎

米壹石三斗五升四合六勺壹才

と墨書され、そのかたわらにはやはり墨書で「〇、△、□」を用いた記号文字がある。裏面は

米八升四勺五才

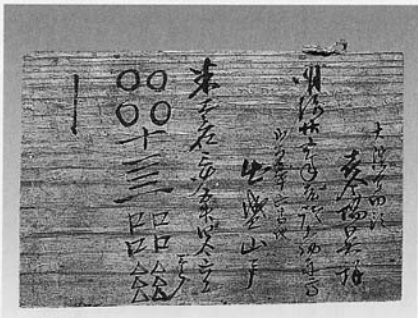
の墨書と「△、□」の記号文字がある。

このような板ふだを「カイダー字の板札」

「カイダー字板」などとよんでいる。この板

札は上記墨書の内容から農民への租税負担

割り当てのためのものであると推察される。



板標(租税徴収用通知板・沖縄県)(K2770)

人頭税研究の指針

にんこうぜい

一七〜一九世紀に成立していた琉球王国は、その治下にある宮古・八重山の住民たちに年齢別に頭割りした税を課していた。世に名高い人頭税である。この税制は村落の位を上中下(貢布は上下)にわけ、さらに住民の位を年齢によって上(二〜四〇歳)、中(四一〜四五歳)、下(四六〜五〇

歳)、下下(二五〜二〇歳)に区分し、村の位と人の位を組み合わせて課税するという方法による。女性には貢布を、男性には貢米を賦する。人頭税は、明治一二年の沖縄県成立後も継続され、ようやく廃止されたのはじつに明治三六(一九〇三)年一月のことである。

今一度、板ふだにもどうだろう。難読箇所が多い一枚目よりも二枚目がいいだろう。これは石垣島にある大濱間切(大浜村)らしい意味)の頭(かしら)首長)である喜舎場某から明治二五年度の上納米として大濱間切式百三十六番地の出盛山三郎にあてて、壹石三斗五升四合六勺壹才を収めるようにと記したものだ。そのかたわらの〇、△などがカイダー字で、○が三斗入り一俵、十は一斗、一を一升、□を一合、△を一勺、一を一才とするたぐいである。したがって、このカイダー字は四俵一斗五升四合六勺一才と読める。一石は十斗であり、一俵は三斗相当だから全部で十三斗五升四合六勺一才、すなわち一石三斗五升四合六勺一才となる。墨書の総量を起高といひ、カイダー字の総量を先高といひが先高と起高とのあいだにはしばしば齟齬があったという。

このカイダー字板は現在二枚の存在が確認されている(東京国立博物館、喜宝院蒐集館)。この資料の出現で一挙に二倍になった。民博にはこのほか「算算(算をむすんで数を記録したもの)が収蔵されている。沖縄研究で知られた田代安定の蒐集によるもので、近年栗田文字氏により復元報告がなされた。これらの資料を活用するとき、民博は人頭税研究にとって大きな存在となるのではなからうか。